

平成22年3月1日

各位

日本貸金業協会  
会長 小杉俊二  
問合せ先 企画調査部広報CSR課  
電話番号 03-5739-3013  
FAX番号 03-5739-3027

## 日本貸金業協会 収入証明書提出の啓発活動を実施

日本貸金業協会（以下：協会）は、今年6月までに完全施行予定の改正貸金業法により、一定の借入れがある場合に貸金業者に対して収入証明書等の提出が必要になることから、資金需要者に対して事前に理解を促し、困惑する資金需要者等の発生防止を目的として、本日、下記の新聞広告およびバナー広告（3月8日より）を出稿いたしました。

また、法改正内容専用ホームページ内に専用のコンテンツも開設いたしました。

記

### 1. 新聞広告概要

【出稿日】3月1日（月）、3月8日（月）

【出稿紙等】全国紙3紙・半5段モノクロ広告

Yahoo! JAPAN ニュースネットワークスクエアモジュール（3週間）

【デザイン】



ローン・キャッシングをご利用の皆さまへ  
**収入証明書などの提出にご協力ください。**  
日本貸金業協会からの大切なお知らせです。

法律に適正に対応するため、収入証明書などの提出にご協力ください。  
今年6月までに完全施行予定の改正貸金業法により、ローン・キャッシング<sup>※1</sup>のお借入れ総額が年収の3分の1までに制限されます。また貸金業者は、法律により、1社のご利用総額が50万円を超える場合、または複数の貸金業者からの借入れの合計が100万円を超える場合、収入証明書の提出が義務付けられました。これを避け、一定の借入れのあるお借主様へ事前に収入証明書（源泉徴収票・所得証明書など）の提出をお願いしています。収入証明書の提出<sup>※2</sup>がない場合は、新たなお借入れが制限されることがあります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

<sup>※1</sup> 消費者金融会社、クレジット会社、信販会社などのノンバンク業態における個人向けのローン・キャッシングが対象です。  
<sup>※2</sup> 借入業者からお借入れの場合、収入証明書などはそれぞれの貸金業者にご提出いただく必要があります。

詳細のお問い合わせ、収入証明書などの提出はお借入れ各社まで。

日本貸金業協会 [www.0570-051-051.jp](http://www.0570-051-051.jp)

### 2. 啓発手段

新聞広告・バナー広告のスペースでは限りがあるため、協会ホームページ内の法改正専用ホームページへ誘導し、詳細を解説する仕組みとしています。

また、同コンテンツでは改正貸金業法の概要及び資金需要者等に影響する事項について分かりやすく解説しています。

（法改正専用ホームページ） [www.0570-051-051.jp](http://www.0570-051-051.jp)

以上